

令和2年第1回大仙市議会定例会会議録第3号

令和2年3月5日（木曜日）

議事日程第3号

令和2年3月5日（木曜日）午前10時開議

第1 一般質問

出席議員（26人）

1番 古谷武美	2番	3番 三浦常男
4番 佐藤隆盛	5番 挽野利恵	6番 秩父博樹
7番 石塚 柏	8番 富岡喜芳	9番 本間輝男
10番 藤田和久	11番 佐藤文子	12番 小笠原昌作
13番 小松栄治	14番 後藤 健	15番 佐藤育男
16番	17番 児玉裕一	18番 佐藤芳雄
19番 高橋徳久	20番 橋本五郎	21番 渡邊秀俊
22番 佐藤清吉	23番 高橋幸晴	24番 大山利吉
25番 鎌田 正	26番 高橋敏英	27番 橋村 誠
28番 金谷道男		

欠席議員（0人）

遅刻議員（0人）

早退議員（0人）

説明のため出席した者

市 長	老松博行	副 市 長	佐藤芳彦
副 市 長	西山光博	教 育 長	吉川正一

上下水道事業者 管 理 者	今 野 功 成	総 務 部 長	舛 谷 祐 幸
企 画 部 長	福 原 勝 人	市 民 部 長	加 藤 博 勝
健康福祉部長	加 藤 実	農 林 部 長	福 田 浩
経済産業部長	高 橋 正 人	建 設 部 長	古 屋 利 彦
災害復旧事務所長	進 藤 孝 雄	病 院 事 務 長	富 樫 公 誠
教育指導部長	佐 藤 英 樹	生 涯 学 習 部 長	安 達 成 年
総務部次長兼 総 務 課 長	佐々木 隆 幸		

議会事務局職員出席者

局 長	齋 藤 博 美	参 事	齋 藤 孝 文
参 事	進 藤 稔 剛	参 事	富 樫 康 隆
副 主 幹	佐 藤 和 人		

午前10時00分 開 議

○議長（金谷道男） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

○議長（金谷道男） 本日の議事は、議事日程第3号をもって進めます。

○議長（金谷道男） 日程第1、本会議第2日に引き続き、一般質問を行います。

11番佐藤文子さん。

（「はい、議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（金谷道男） 11番。

【11番 佐藤文子議員 登壇】

○議長（金谷道男） はじめに、1番の項目について質問を許します。

○11番（佐藤文子） おはようございます。日本共産党の佐藤文子です。通告に従い、早速質問させていただきます。

まずはじめに、国保事業について2点お尋ねいたします。

県単位化2年と、評価と今後の大仙市国保財政について、まずお尋ねいたします。

国保事業が県単位化となり、間もなく2年となります。都道府県化の最大の狙いは、市町村が一般会計から国保会計に繰り入れる、いわゆる基準外繰り入れを行ってきた自治体独自の保険料軽減をやめさせ、その分を保険料に転嫁させるということにあつたものであります。

一般会計からの基準外繰り入れをしない市町村に対して、政府は特別交付金として保険者努力支援金を交付する制度も導入してまいりました。

大仙市の国保財政は、加入者の減少とともに年金収入だけの高齢者や無職者が多い一方で、高齢化により加入者1人当たりの保険給付費は伸び続けており、県単位化となつて県に納める国民健康保険事業費納付金は、毎年1億4,000万円から1億5,000万円ずつ伸びてきております。

しかし、決算時には当初見込みを上回る税収や保険基盤安定繰入金、財政安定化繰入金収入などによって納付金を上回ったことから、基準外繰り入れはもとより、国保財政調整基金からの繰り入れを行わなくても黒字会計となっております。

令和2年度の国保事業特別会計当初予算では、国保税の税率据え置きを表明し、国保基金や一般会計からの基準外繰り入れも行わず、3億1,000万円の繰越金を充当することによって財源を確保されております。このことに対しては敬意を表するものであります。

国保税率は、平成21年に引き上げを行って以降10年間据え置いてまいりました。今、国保加入者の8割が高齢者など無職者・非正規雇用で、所得は低いのに国保税はどの医療保険よりも高いという構造的問題が医療保険制度としての持続性を揺るがしており、全国知事会、市長会、町村会などの地方団体は、被用者保険との格差を縮小するよう抜本的な財政基盤の強化が必要と主張し、協会けんぽの保険料並みに引き下げのために1兆円の公費負担増を政府に要求してきているのであります。

また、高すぎる国保税のため、滞納者は増加し、政府は短期保険証や保険証取り上げの資格証明書発行という未納者への制裁措置を強化してきました。

これに対して日本医師会などの医療関係者も、国民皆保険制度を守るために低所得者の保険税を引き下げ、保険証の取り上げをやめるように要求しているところでもあります。

大仙市はこの10年間の国保税据え置き、この下でも滞納世帯比率が全県2番目に高い状況となっております。しかし、きめ細かな納税相談を行うなどで資格証明書発行比率は全県で発行数0の5市町に続いて2番目に低くなっているという状況であります。

この努力に対して敬意を表すると同時に、今後とも国保税を引き上げることのないよう願うものであります。

そこで伺います。国保の県単位化となった2年間の評価と今後の大仙市国保財政の見通しについて見解を求めます。

二つ目には、子どもの均等割課税免除についてお尋ねいたします。再三要求してきたものであります。

市長は昨年、子育て総合支援制度プロジェクト立ち上げの際に、子どもの均等割免除の問題も含めて総合的に検討したいと述べられたように私は記憶しております。そのことが令和2年度の当初予算に何らかの形で示されるのではと期待していたところですが、実施に至らず、正直残念なところであります。

大仙市の国保財政調整基金の保有割合というのは5.1パーセントで、全州市町村で最も少ない状況になっております。また、高額医療費共同事業費負担金返還7,200万円という計上が余儀なくされたことや、さらには今後も増加が考えられる国保事業納付金、そして医療給付費などが、この均等割免除の実施に踏み切れなかった理由なのかと私なりに勝手に想像してみたところであります。

こうした折、湯沢市では、県内初となる18歳未満の子どもの均等割免除に踏み出しました。湯沢市は、潤沢な基金を保有していることかもしれませんが、子育て世帯の経済的負担の軽減として、収入のない子どもにも人数分課税される。そのため、子どもの数が多くいるほど保険税が増えるといった国保の不条理な制度にしっかりメスを入れたことの意義は大きいと私は思います。

老松市長が令和2年度当初予算の重点施策の「育む環境づくり」でたくさんの新規事業、拡充事業を打ち出しました。人口減少対策、若者定住対策、子育て支援策に本気で取り組もうとしていることに敬意を表するものであります。加えて子どもの均等割免除にも、是非踏み出していただきたいと改めて要望申し上げる次第です。

昨年3月の私の一般質問への答弁で、18歳未満全員の均等割額を免除する場合、既に軽減された税額を除き1,756万円ということでありました。この部分を基金を取り崩して措置すると、残る基金は保有額が2億8,000万円で、基金保有割合は4.8パーセントとなります。この4.8パーセントというのは、厚労省が示す基金保有割合が5パーセント程度としていることから、決して大きな問題にはならないと私は考えます。そこで、是非とも子どもの均等割免除を実施していただきたいということ

申し上げたいと思います。

以上で1番目の質問を終わります。

○議長（金谷道男） 1番の項目に対する答弁を求めます。老松市長。

【老松市長 登壇】

○市長（老松博行） 佐藤文字議員の質問にお答え申し上げます。

質問の国保事業についてであります。はじめに、県単位化2年間の評価と今後の国保財政の見通しにつきましては、県単位化後2年が経過しようとしておりますが、被保険者の皆様に大きな混乱を招くことなく無事に事業が進められているところであります。

また、県単位化に伴い市における財政面は大きく変わっており、主なものとして、歳出の多くを占める保険給付費に対しましては、全額、県より保険給付費等交付金が交付されるとともに、市町村間で高額な医療費に対する給付を調整する高額医療費共同事業が県に集約されるなど、単年度で大きく左右される財源確保の心配がなくなりました。

しかしながら、国保事業費納付金が市に求められ、前年度以前の医療費状況、所得状況、当該年度の被保険者数見込みで案分されることから、算出される納付金の増減が市の国保財政へ影響を与えるものとなっております。

平成30年度、令和元年度の納付金は、ともに現行税率のまま基準外繰り入れ、財政調整基金の取り崩しが無い状況下で納付できていることは、当市の国保事業が安定しているものと捉えております。

今後の国保財政としましては、年々被保険者が減少することを踏まえ、税収の減少が見込まれることや、医療給付状況によっては次年度以降に求められる事業費納付金が増加する可能性もあります。このことから、引き続き保有する財政調整基金の運用と前年度繰越金などを活用しながら、現行の国保税水準を保てるよう、県とともに制度の定着とさらなる安定を目指してまいります。

次に、子どもの均等割課税の免除についてであります。

国におきましては、低所得世帯の負担軽減のために法的軽減措置を行っており、また、制度改正の中で年々その拡充が進められているところでありますが、子どもの均等割課税につきましては、改正がなされておられない状況にあります。

市といたしましては、子どもの均等割課税の免除について、昨年9月に設置した「子育て支援制度等検討会議」において、様々な面から協議したところでありましたが、結論に至らず、引き続き検討する事項の一つとなっております。

こうしたことから、当面は子育て世帯全体が対象になるような様々な支援策を実践してまいりたいと考えております。これにより、間接的ではありますが、国保加入の子育て世帯の負担軽減にもつながるものと思っております。

【老松市長 降壇】

○議長（金谷道男） 再質問ありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（金谷道男） 佐藤文子さん。

○11番（佐藤文子） まず、子どもの均等割免除について、市長が最後の答弁で語られました子ども全体の支援策につながる施策の中で、いずれ均等割等にもいい結果をもたらすような、そうしたことをおっしゃいましたが、具体的にどういうことでしょうか。その点をまず一つ教えていただきたいと思えます。

それからもう一点は、県に納める納付金が年々上昇していることは、今後ともまた上昇するのではないかということが考えられます。現在保有している基金というふうなものは、令和2年度については繰越金を充当したことによって基金の繰り入れはなかったわけですが、今後の納付金のことを考えますと、どうしてもこの納付金を納めるために基金の取り崩しというふうなことが出てくるのではないかというふうなことを考えます。そうしますと、この子どもの均等割免除というふうなものを、この国保の財政の中で片付けようと、いわゆる実施しようとする、いずれ限界、チャンスがなかなか巡ってこないというふうに私は思うものですから、先程市長が答弁されたその全子どもたちのためのその支援策の中で、こうした不条理な子どもの均等割免除というふうなものが、どのように解決されていくのか、ちょっとその点を教えていただきたいと思えます。

○議長（金谷道男） 再質問に対する答弁を求めます。老松市長。

○市長（老松博行） 佐藤文子議員の再質問にお答え申し上げたいと思えます。

まず、子育て支援等検討会議でいろいろ議論、協議したところでもありますけれども、その中でまず先程佐藤文子議員が推測されてご指摘になった点も、もちろん入っているわけですが、やはり国保事業本体の今後の見通しというものをどういうふうに考えていくかというようなこと、それから、減免するに当たって、その財源を何に求めるかというようなこと、それから、国に対しては全国知事会、全国市長会を通じて強烈にこの要望活動、この子どもの均等割課税見直しに向けてですね、要望してきて、安倍総

理も2年前ですかね、国会で検討すると、そこまで言っていたらいいんですけどもなかなか直らないということで、そうした国の動向を見るというような観点、それから、課税しない、減免する、単独で条例規定で減免する、こういったことについての法的な課題が必ずしも完璧にクリアされているわけではない。国や県の方の担当者の意見を聞くと、少し県の方では微妙な、はっきりしない言い方になりますし、国の方では、やはりこれは慎重に対応していただきたいというような、そうした意見に最終的にはなるといふことで、そうした法的な面で少し課題があるのではないかというようなご指摘、いろいろ中で今回ちょっと結論までいかなかった、やるやらないははっきりできなかったといふことであります。

それから、その中で今言いました納付金の増に関しては、当然この後、心配される点でありますけれども、私、前から申し上げていますが、今現在の国保の税率は、もうこれは大変大きな負担になっていると、厳しいものになっているというふうに思っておりますので、これをこれ以上上げるようなことは決して好ましくないというふうに思っておりますので、そういった際にどういった対策でこの税率を今のままに持たせていきたいと思いますか、上がらない、上げることができないのかといふことは、常に考えているところですが、今ご指摘がありましたように、納付金が増えた際に、今は財政調整基金、それから国保の財政調整基金、それから前年度繰越金というのがありますので、それを活用しながら。ただ、徐々にまず前年度繰越金がなくなっていった場合、そして財政調整基金の残高がなくなっていった場合、さあそうした場合、一般会計からの繰り入れに求めるのか、それとも税率を上げるのかというような議論に当然なっていくんだらうと思っておりますけれども、今、最初に申し上げたように税率はこれ以上上げることは好ましくないというふうに思っておりますので、そういった点でどういった対応が可能なのか、これからも考えていかなければならないと、国保の財政運営については慎重にここを見極めながらやっていかないといけないというふうに思っております。

そういった関係で、今回の子ども均等割の免除については、金額的には1,700万前後ですかね、そういったことでそれほど大きい額ではないというご指摘もありましたけれども、そのとおりですが、今、最初に申し上げたような議論の論点といいますか、いろいろ協議したときのテーマがありましたので、それを一つ一つこの後はっきりさせていかないといけないというふうに思っておりますが、いずれそういったことで、それだけを意識したわけじゃなかったですけども、そして人口減少対策、少子化対策という

ことで今回全面的に子育て支援制度を見直し、新しく新設したもの、それから拡充したものの多々あるわけですが、ここでは国保世帯とか、それからほかの保険に加入されている世帯とかというそういう区分けはなしで、全ての子育て世帯を対象にいろんな事業を展開するというふうに考えたところでありまして、その中には当然国保に加入している世帯も入っていると、対象になっている、なってくるということを当然考えているわけでありまして、そういった意味で間接的に国保加入の子育て世帯の何ていいますか、負担軽減にもつながっているというふうに申し上げたところであります。お金の色は付いていないという言い方されるときもありますけれども、そういったことで全体的に子育て世帯、国保加入の子育て世帯も負担軽減につながっているのではないかというふうなお話をさせていただいたところです。よろしくお祈いします。

○議長（金谷道男） 再々質問ありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（金谷道男） 佐藤文子さん。

○11番（佐藤文子） 子育て支援策が全ての子どもたちを対象にしてしっかり行って、それを拡充、充実、大変まず周りの市町村の方々も非常に大仙市、思い切って頑張っているというふうな評価をいただいております。この支援策は、協会けんぽの子どもたちも、国保の子どもたちも、均等にみんな支援されるわけですので、ただ、この国保の問題では法律で生まれた赤ちゃんから国保加入者には均等割というふうなものが掛かっている。ですから協会けんぽでどんなに被扶養者が多くても、子どもたちが多くても、働いているお父さんやお母さん方のこの所得によって決まってくるものですから、何人いてもこの子ども自体の保険料は掛からないというのが実際なわけです。そこにやっぱり国保は逆に生まれた子どもから頭数だけみんな掛かっているというところ、これがやっぱり不条理なわけですので、この問題にしっかりとメスを入れる、全国でもどんどん進んできている均等割免除というふうなもの、それはこの不条理さに何とかしてメスを入れようというふうなことで始めて広がってきているというふうに思いますので、どうかそういう観点で捉えて、今後とも研究していただきたいというふうに申し上げたいと思います。答弁はいりません。

○議長（金谷道男） 次に、2番の項目について質問を許します。

○11番（佐藤文子） 2番目に、がん検診について幾つかお尋ねいたします。

最初に、がん検診受診率の向上についてです。

「大仙市の保健」という冊子がありますが、これによりますと、死亡者総数のうち4分の1ががんによって死亡しております。

秋田県のがん死亡率は依然として全国ワーストワン、あるいはワーストツーが続いているわけです。がん死亡率を下げるためには、早期発見、早期治療が肝心なことは言うまでもありません。そのための検診受診率の向上は重要であります。

大仙市では受診率向上のため、無料クーポン券の発行やコール・リコール事業など努力されておりますが、受診率はどのがん検診においても対象者数が増えた平成28年以降の3年間、また、さかのぼって平成22年からの9年間でも、決して向上していません。

そこで伺います。がん検診受診率の現状を、どう分析されているのか。また、受診率向上対策の成果と今後の対策について見解を伺います。

2番目には、要精検者の受診率向上についてです。

検診で要精査と判定された方の受診率は、実は70パーセント台から80パーセント台にとどまっております。がん死亡率を下げるためには、要精検受診率、要精査と判定された方々が病院にしっかり受診するこの受診率を100パーセントに近づけることが重要だと思います。要精検者の受診率を向上させるために、どのような対策を講じておられるか、その受診しない理由についての調査がもし行われているのか、ありましたら、そのことも含めてお知らせいただきたいと思います。

3番目には、^{すいぞう}膵臓、胆のう、肝臓、これらに対する検診が必要ないかということで、是非とも超音波検査による検診を実施していただきたいということを申し上げたいと思います。

がん死亡率の高い肺、胃、大腸に次いで多いのが膵臓であります。胆のう、肝臓もありますけれども、この膵・胆・肝あわせたこのがん死亡率は19パーセントというふうに、がん死亡者の19パーセントを占めるというふうになっております。過去には、がん死亡の24パーセントがこの膵・胆・肝のがんによる死亡であります。

私は、過去にも、相当前ではありますが。24、5年前です。このときのことはよく覚えているんですが、今のことはさっぱり覚えてないという、若干なんかの現象なのかなんてちょっと思ったりもしてるわけですけども、予算要望等で膵・胆・肝の早期発見には超音波検査、エコーですね、エコーの検査が有効なものとして、是非とも一般検診に取り入れるように要望してきた経緯があります。是非とも膵臓、胆のう、肝臓の

がんの発見に有効な超音波検査を取り入れてはいかがでしょうか。

また、これらの検査は、人間ドックではほとんどが行われております。人間ドックで発見されたという方のお話も聞いております。市民全体で人間ドックというのは何人が受けられているものか、併せて伺いたいと思います。

以上で2番目の質問を終わります。

○議長（金谷道男） 2番の項目に対する答弁を求めます。老松市長。

○市長（老松博行） 佐藤文子議員の二つ目の発言通告のがん検診に関する質問につきましては、健康福祉部長から答弁をさせますので、よろしく願いいたします。

○議長（金谷道男） 加藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（加藤 実） 質問のがん検診についてお答え申し上げます。

はじめに、がん検診の受診率向上についてであります。

大仙市の主要死因別の死亡者数の割合では、全体の25.1パーセントの方が、がんにより亡くなっております。

一方、平成30年度の主要ながん検診の受診率は、肺がんで17.8パーセント、胃がんで8.3パーセント、大腸がんで28.9パーセントであり、前年度と比較すると、一部の検診を除いて減少しているほか、低い数値となっております。

この背景には、国が示す受診率の算出式において、対象者を「対象年齢の全市民」としているのに対し、受診者を「市の検診の受診者数」として割り出しているため、市の検診を受けずに職場の検診や人間ドック等で受診している人数が算入しておらず、受診率に反映されないことも影響していると分析しております。

受診率向上対策として、無料クーポン券事業、コール・リコール事業、日曜健診、がん検診キャンペーン、事業所へのPR等を行っておりますが、受診率が伸び悩んでいる現状であります。

今後は、新たに大腸がん検診におきまして、51歳から55歳の方の検診料金を無料化し、さらに未受診者に対してはコール・リコール事業の対象に加えるなど、受診率の向上に取り組んでまいります。

次に、要精検者の受診率向上につきましては、がん検診結果通知とともに、精検受診時に医師に提出する「精検依頼書」と、受診の有無を把握するための「連絡票」を同封し、通知後一定の期間に連絡票が市に提出されない場合には、電話または通知で再勧奨を行っております。また、電話で再勧奨した際に、可能な限り未受診の理由を伺ってお

りますが、現在、データ化して集計するまでには至っておりません。今後は、これらの理由を分析できるように聞き取りを強化し、精検受診率の向上につながるよう努めてまいります。

次に、超音波検査による膵臓・胆のう・肝臓がん検診につきましては、現在、国が推奨している科学的根拠に基づいた対策型検診に含まれていないことから、市では実施しておりませんが、引き続き国の動向を注視してまいりたいと考えております。

また、人間ドックは、実施主体が職場など多岐にわたることや医療機関によって検査項目も異なるなどの理由から、ドックにおけるこれらの検査を市民全体で何人受けているかにつきましては、市では把握できない現状にあります。

以上です。

○議長（金谷道男） 再質問ありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（金谷道男） 佐藤文子さん。

○11番（佐藤文子） 膵臓・胆のう・肝臓検診、これについてだけお尋ねいたします。

答弁では、これらの臓器に対する検診項目は入っていないというふうなことから実施していないというふうなことでありますけれども、実は肺がん検診も大腸がん検診も、また、骨粗しょう症検診というのもありますし、脳ドック、こういったこの検診の項目、あるいは充実させる取り組みというのは、決して国の方で決めて出発してきたものではないです。実施に至っては、前立腺がんもそうですね。やっぱり議会や全県の市町村議会、こういった担当、保健事業の担当、ここから発信しまして、がん検診、あるいは大腸がん検診、骨粗しょう症検診、前立腺がん検診というふうなものが出てきているわけです。

ちなみに肺がん検診は1993年頃、9月でこの議会で、相当前ですね、質問。その後、肺がん検診、モデルケースとしてやり始めた、市での。こういった、それから骨粗しょう症検診は1994年、平成6年ですね。それからマンモグラフィを取り入れた乳がん検診、これ平成15年、やっぱり議会での質問という取り組みを行う中で広がっていきました。

こうして全ての今、がん対策が国の力を入れてやっているところではありますが、それぞれのこの臓器の検診の充実化というなのは、やっぱりさっきも言いましたように、それぞれの議会、あるいは保健事業者、担当の方からの発信がやっぱり国を動かしてきて

いると。福祉事業の前進も、そうした地方からの取り組みが進めてきているというのと
同じように、この保健事業についてもそういうのが実際なわけであります。ですから、
膵臓、胆のう、肝臓、これらは今やられていないので実施しないというふうなこと、だ
からこその地方の膵臓がんで亡くなる方々の検診を、早期発見できる検診を行わない
と、いつまでたっても膵臓がん、胆のうがん、肝臓がんなどはちゃんと調査もやられて
いるかもしれませんが、医学も非常に進んで、死亡率は肝臓がんなんかは相当低
くなっているわけですが、膵臓がんは女性も男性も大腸がんと同じように高くなって
いるんですね。しかも非常に発見しにくい場所であるということ、血液検査、尿検査で
は、尿検査のアミラーゼ検査というふうなのがありまして、それは膵臓から出るでん
ぷんを分解するアミラーゼというふうなものが出てくる道を防ぐようなサイズになって
しまえば、おしっこにアミラーゼ値が高くなるなどということがありますけれども、非
常に見つけにくい。もしアミラーゼ値が高くなるような状況が出てくるというふうなこ
とは、既に相当大きくなってしまっているんだろうというふうに私は思うわけです。

いろいろこの膵臓も頭の部分にあったり、中の部分にあったり、しっぽの部分にあつ
たりと、できる場所はいろいろありますけれども、すべからず発見しにくいということ
で、これの発見は、やはり今、画像診断、映像診断なんです。エコー、その後はCT、
その後は血管撮影、こういったことが行われると思うんですが、受診者に全く苦しみ
を与えず、そして簡単にできる検査方法というのは、やはり超音波、エコーだろうとい
うふうに私は思っています。是非もう何十年も前から言ってきたことではありますけ
れども、依然として国としてもこの膵臓がんに対するメスは入れることのないまま過
ぎてきていると。そろそろこの非常に福祉・保健で進んでいる大仙市で思い切ってこ
うい
う検診にも取り組むというのは、大きな意義があると思いますがいかがでしょうか。そ
の辺もう一度ご答弁いただきたいと思います。

○議長（金谷道男） 再質問に対する答弁を求めます。加藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（加藤 実） 佐藤文子議員の再質問にお答え申し上げます。

市のがん検診に例えば超音波検査などの技術を導入するというご提案についてであり
ますが、これは人間ドックでの検査や要精検の再検査の際に実施される検査方法であり
ますので、確かにがんの発見に有効であると推測されるわけであります。

しかしながら、市が実施する集団検診の場にこういった技術を導入することが行政と
しての検診の在り方かどうかは意見が分かれるところだというふうに考えております。

がん検診の精度を上げようとするあまりに、複雑で時間のかかるような検診になってしまいますと、受診者の皆様からがん検診は面倒だというような考え方を持たれる場合もあり、受診率の低下を招きかねないというようなことも可能性として懸念されるわけがあります。行政でやるべきことと、それから医療がやるべきこと、こういったことの境界線をどこに置くかということが、そういった判断になるのではないかというふうに考えております。

議員がご指摘されましたように、医療の進歩は目覚ましいものがありますので、数年前までは時間がかかっていた検査もわずかな時間で手軽にできるようになるなど、進化を続けております。そうした医療技術の情報を収集しまして、国の動向を注視しながら、時代に沿った対応を選択してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（金谷道男） 再々質問ありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（金谷道男） 佐藤文子さん。

○11番（佐藤文子） 市が取り組んでいる検診は、あくまでもやっぱり早期発見、早期治療に結びつけられるためにやっているもんだと思います。膵臓がんなどにつきましては、早期発見が非常に難しい、そういうがんであるというふうなことを念頭に置いて、是非とも早期発見というふうなことが、この臓器においてもできる、そういうふうな取り組みに是非これからも検討していただきたいものだというふうなことを申し添えておきたいと思います。

以上で2番目は結構です。

○議長（金谷道男） 次に、3番の項目について質問を許します。

○11番（佐藤文子） 質問の最後に、小・中学生のスキー準備費用への補助についてお尋ねいたします。

市民からの声で、小・中学校のスキー授業のためにスキーについては購入したり、スポーツ店からのシーズンレンタルで準備しなければなりません。成長とともに買い替えが必要となることやレンタルでも1シーズン1人6千円というふうに高いので、小・中学校に2人、3人と入っているところでは、経済的に大変であり、購入費やレンタル料に補助できないものかという要望の声が寄せられました。

就学援助制度というのがありますけれども、この支給内容には体育実技用実費として

スキーは小学校は2万6,240円、年間ですね、中学校は3万7,650円支給されるようであります。そういうことから、この要望の内容はもったもであるなというふうに思い、質問させていただいたところであります。是非とも小・中学校のスキー準備費用として、助成できないものかどうかお尋ねいたします。

○議長（金谷道男） 3番の項目に対する答弁を求めます。吉川教育長。

【吉川教育長 登壇】

○教育長（吉川正一） 質問の小・中学生のスキー準備費用の助成についてお答え申し上げます。

雪国の特色あるスポーツの取り組みとして、大仙市内の小・中学校では、スキーやスケート学習を実施しております。

今年度、スキー学習を計画していた学校は、小学校は21校全て、中学校は11校中6校でありましたが、雪不足により実施できない学校もございました。

議員ご指摘のとおり、スキー用品はレンタルでも高額であり、家庭の負担も大きいものであります。そのようなことも踏まえまして、平成17年より小学校1年生から中学校2年生までの全ての児童・生徒に、大仙市内の三つのスキー場で利用できる「シーズンリフト券」を配付しております。

また、経済的に困窮している保護者に対しましては、就学援助制度を活用し、体育実技用具費として小学校1年生と4年生のときに2万6,240円、中学校1年生のときに3万7,650円を上限に支給しております。このような補助をすることで、保護者の負担を少しでも軽減できるよう取り組んでいるところでございます。

市教育委員会としましては、スキーに限らず、授業で使用する用具は多岐にわたり、経費も掛かること、ほかにも必要な用具が複数あることなどから、現段階ではスキー用具のみに係る助成は困難であると考えております。

以上であります。

【吉川教育長 降壇】

○議長（金谷道男） 再質問ありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（金谷道男） 佐藤文子さん。

○11番（佐藤文子） スキー用具、これは子どもたちですので、毎年のように身長が伸びて、足のサイズが大きくなって、毎年のようにスキーを更新しなきゃいけないという

ふうな状況はありますね。そのたびに子どもさんが2、3人いらっしゃる家庭では、お下がりも通用する場合もあろうかと思えますけれども、必ずしも年子であったり、それぞれの成長の度合いも違いますから、やっぱり更新しなければいけないという家庭の方が多いもんだというふうに思います。

就学援助世帯というのは、全児童数の2割いってるのかどうか分かりませんが、圧倒的多数はこのスキー授業ばかりでなく、スキーの準備にはほとんど購入、安いもので靴からストックからスキー板から全部含めて1万円以上、2万円ぐらいするもんだというふうに思っております。

そこでレンタルの、今シーズンは残念ながら6千円出してまず借りましたけれども、雪がなくて滑れないということで、使用期間を1カ月程延長させていただいたようですが、それでも利用料金払っただけで使われなかったというふうな実態もあるわけでありまして。

こうしたことで、年々やっぱり更新が必要で、経済的負担が大きいこうした義務教育の中で行われる授業に対する準備しなければならないこのスキーというふうなものに、一定のやっぱり補助は必要だろうと。今、小・中合わせて5,222人というふうなところのようですけれど、これに3千円程補助したところで1,566万というふうなことなんです。それ全額みな準備しろといたいところですが、そこまではいいません。ただ、助成ですね。助成というふうなことで半額補助、レンタル料金についての半額補助、これを購入される方も含めて一律補助というふうなことで考えれば、この程度の金額になるわけですが、いずれこのスキー準備費用というふうなものは、要望のあるとおり、十分に、いずれは補助対象というふうに考えていただきたいものだというふうに思っております。若干の答弁をいただいて質問を終わります。

○議長（金谷道男） 再質問に対する答弁を求めます。吉川教育長。

○教育長（吉川正一） 佐藤文子議員の再質問にお答え申し上げます。

教育環境の整備には、先程お話したスキーも含めてですね、児童・生徒個々への支援のみならずですね、エアコンの設置だとかICTの環境整備、あるいは生活支援等の人的支援、そういった学校教育全体の枠組みの中でですね、考えていかなければいけないと思っております。従いまして、先程答弁でも述べましたとおり、例えば人数は少ないかもしれませんが、大仙市の就学援助の支給対象項目は、県内の13市の中で最も充実している方でございます。従って、さらなるですね、学習用具に助成していくことはで

すね、現段階では厳しい状況であることをご理解願いたいなど、こう思っております。
以上です。

○議長（金谷道男） 再々質問ありませんか。

（「終わります」と呼ぶ者あり）

○議長（金谷道男） これにて11番佐藤文子さんの質問を終わります。

【11番 佐藤文子議員 降壇】

○議長（金谷道男） 一般質問の途中ですが、この際、暫時休憩いたします。再開は午前11時といたします。

午前10時48分 休 憩

.....
午前10時59分 再 開

○議長（金谷道男） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。5番挽野利恵さん。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（金谷道男） 5番。

【5番 挽野利恵議員 登壇】

○議長（金谷道男） はじめに、1番の項目について質問を許します。

○5番（挽野利恵） おはようございます。公民党の挽野利恵でございます。今次定例会におきましても一般質問の機会を与您いただき、議長をはじめ関係各位に対し感謝を申し上げます。

令和元年度も残すところあと1カ月弱となりました。令和の時代になって初めての冬は、経験したことのないような暖冬、雪のない年明けとなり、生活者としてはうれしいものの、スキー場や除雪事業者、冬の行事など、雪がなければ成り立たず、それなりに雪国の風情が欲しいなど逆に思うような日々が続きました。

また、雪が少ないことにより、春以降の農作物への影響も少なからず懸念されております。地球温暖化の影響によるのか分かりませんが、願わくは四季折々の自然豊かな素晴らしいこの地域をしっかりと後世に残すことができるよう、私たち一人一人が地球温暖化に対して環境保全の意識を高く持ち、やれるべきことをしっかりやる必要があります。と強く思います。

さて、最近の一番の話題は、何といたっても新型コロナウイルスの感染拡大ではないで

しょうか。幸い県内に感染者が出たという情報はまだありませんが、市民生活に直接関わりを持つ市当局の担当職員の方々には、大変なご苦勞をおかけいたしますが、市民の健康、安心・安全を守るため、是非この難局を乗り切っていただきたいと切に願っております。

それでは、通告に従い順次質問いたしますので、市長はじめ当局の皆様には、ご答弁方よろしく願いいたします。

はじめに、多胎妊産婦への支援策について質問させていただきます。

令和元年度においては、妊娠・出産・子育てに関するワンストップ相談窓口として、子育て世代包括支援室を開設していただき、令和2年度においては「産後ケア事業」を実施する予定など、枚挙にいとまがないほどの老松市長の子育て世代に対する環境づくり施策に対して心からの敬意を表します。

さて、今回取り上げる多胎児とは、同時期に母親の胎内で発育して生まれた複数の子どもで、双子や三つ子などと呼ばれます。多胎児は、不妊治療の場合や高齢出産の場合に、その率が高くなるといわれております。

厚生労働省の人口動態統計によると、出生数に占める多胎児の割合は、1980年においては1.2パーセントでしたが、2018年には2パーセントに増えております。また、出産年齢別で見ますと、年齢が40から44歳では2.5パーセントですが、45歳以上になると6.2パーセントに跳ね上がり、その背景には、不妊治療の普及や出産年齢の高齢化があるという見方もあります。

多胎児妊娠中は、複数の胎児がおなかの中にいるということですので、当然母体への負担が大きく、また、早産の確率が高く、小さく産まれてしまうなど、親と子の双方が大変な状況の中で妊娠・出産を迎えます。加えて、出産後は寝る間もないほどの過酷な育児です。多胎児が同じ時間に起きたり寝たりしてくれることはまれで、むしろ1人が寝ればもう1人が起きるといったようなことが繰り返され、母親もしくは父親が1人で育児をするのはかなり厳しいのが現実です。

さて、新生児の授乳回数は1日8回から12回といわれております。単純計算で双子の場合は16回以上、三つ子では実に24回以上となります。おむつ替えに当たっては、新生児であれば1日10枚ぐらいとして、双子で20枚、三つ子であれば30枚、つまり30回のおむつ替えとなります。さらに、お風呂や寝かし付けについても人数分必要となります。

私のいところが双子を出産したときは、両家の祖父、祖母総動員で乗り切ったそうです。これが1人で育児をするとなると、不眠不休となりますし、外出するのもままならない状況になるのが容易に想像できます。

このような社会状況の中、2018年1月には、三つ子の育児に悩む母親による虐待死亡事件が起きました。母親が1人で育てる中起きた痛ましい事件です。誰かに頼るとか、支援が受けられる環境が整っていれば避けられたかもしれないと思うと、本当に残念です。

ちなみに多胎児家庭の虐待死リスクは、単胎、1人の家庭の2.5から4倍という調査結果があるそうで、この三つ子は、不妊治療による妊娠・出産だったとのこと。

このように、多胎児の妊娠・出産・育児をされている方は、ことのほか大変な日々を送っておられます。少しでもこの大変な状況を軽減するため、行政として何らかの手立てが必要ではないかと考えるものであります。

そこで一つ目の質問ですが、大仙市において、多胎児は年間どのくらい出生しているのでしょうか。

二つ目に、産前産後の負担が多い多胎妊産婦へ、どのような支援をしているのでしょうか。以上の2点について、まずお伺いいたします。

○議長（金谷道男） 1番の項目に対する答弁を求めます。西山副市長。

【西山副市長 登壇】

○副市長（西山光博） 挽野利恵議員の質問にお答え申し上げます。

質問の多胎妊産婦への支援についてであります。はじめに、大仙市における年間の多胎児出生数につきましては、平成27年度が4組、28年度が5組、29年度が3組、30年度が1組となっており、いずれも双子であります。

次に、支援の内容につきましてですが、妊娠された全ての方々は、まず妊娠の届け出をして母子健康手帳の交付を受けます。手帳を交付する際に、子育て世代包括支援室の保健師が直接個別面談を実施して、多胎妊娠や出産後の支援者の有無などを把握した上で個々に応じた支援プランを作成しております。加えて、母子手帳アプリの登録をお勧めし、妊娠週数や出産後の健診時期などに合わせた、タイムリーな情報発信をしております。

その中でも、多胎妊婦には、妊婦健康診査を無料で受けられる受診票を6枚追加交付し、安心・安全な出産を迎えられるよう支援しております。

また、産前産後には、医療機関からの情報提供や本人からの相談により、特に多胎妊産婦など、その必要性に応じて保健師が早期の訪問を実施し、精神的な支援や育児指導なども行っているところです。さらに新年度、令和2年度からですが、産後ケア事業を強化し、支援の充実を図ってまいります。

以上です。

【西山副市長 降壇】

○議長（金谷道男） 再質問ありませんか。
（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（金谷道男） 挽野利恵さん。

○5番（挽野利恵） 答弁ありがとうございます。

昨年12月3日に参議院厚生労働委員会にて、我が公明党の山本かなえ議員が多胎児支援について質疑をされました。それを受けて厚生労働省では、2020年度から双子など多胎児がいる家庭に対する支援事業を始めるそうです。多胎児家庭に特化した支援策は初めてで、育児経験者をサポーターとして家庭に派遣するほか、同じ悩みを抱える親同士の交流会などを開くことが計画されているようです。

これまで申し述べてきたように、私は、多胎児家庭こそ産後ケアを含む行政支援が必要だと思いますが、残念ながら実際にはその多くの方が支援にたどり着くまでには至っていないように感じます。なぜなら、多胎児を育児されている方は、外出が困難で窓口に申請に行けない方が圧倒的に多いからです。やはり、窓口で申請ではなく、訪問型の支援ができるという運用に変更するべきではないかと考えておりますが、大仙市は令和2年度から行っていただけるということでありがたく感じました。

ところで、民間団体の「多胎育児のサポートを考える会」が、多胎児を育てる家庭を対象に2019年秋にアンケートを実施したところ、1,591世帯から回答があり、その結果をもとに同会は、国・都道府県・市区町村に要望として4点を挙げております。

①保育の必要性認定基準に「多胎児を育てている家庭」の追加。

②公的な居宅訪問型の一時預かりサービスの制度拡大、民間ベビーシッター利用への補助。

③タクシー利用の補助。

④行政が多胎妊婦情報を把握した時点で、行政側から情報と具体的支援を届ける。

この④については先程のご答弁で取り組んでいただけるということですが、このよう

な具体的な動きや要望がある中、大仙市として、今後、多胎児家庭に対する支援をどのように取り組んでいかれるのか、今後の取り組みについてお伺いいたします。

○議長（金谷道男） 再質問に対する答弁を求めます。西山副市長。

○副市長（西山光博） 挽野利恵議員の再質問にお答え申し上げます。

これまで大仙市としてですね、子育て世帯全体への支援策として実施しておりまして、多胎児に対する特化した支援策というのは先程言いましたように、無料の健診票6枚の追加のみで少なかったというところと認識しておりますが、先程議員の質問にありましたように、厚生労働省が2年度から実施する多胎児家庭支援が訪問型の支援が特徴となっているということでございます。市といたしましてもですね、これらの支援策は、多胎児家庭への負担軽減につながるものというふうに考え、有効な支援だと認識しております。

これを受けまして、新年度からですね、家事支援のためのヘルパー派遣事業、養育支援訪問事業、これを実施することとしております。

また、多胎出産等による心身の負担増加や、親やパートナーの協力を得られないケースの孤立化を防ぐため、産後ケア事業を実施するとしているところでございます。

いずれにいたしましてもですね、市といたしましては、子育て支援制度等検討会議、これを昨年から実施したところでございますが、この中では多胎児支援の議論はございませんでした。ただ、我々としてもですね、令和2年度に折り込んだこの子育て支援対策、これで十分だとは当然思っておりませんし、満足しているところではありません。

また、子育て支援検討会議もですね、終わったわけではなく、継続して審議していくというふうにしております。またその中でもですね、令和2年度の予算に反映できなかった制度を継続的に検討しているというのもありますので、これも引き続き検討していくとしております。その中でこの多胎児への支援も一緒にですね、今後その中で検討していったらですね、特に多胎児だけではなくてですね、例えば障がいを持って生まれた方の産婦へのケアなど、そういうことも含めまして総合的に会議の中で検討していきたいというふうに考えております。

また、今年度の新聞報道で見ますとですね、県内の他の自治体でも子育て支援強化したというような報道がございましたので、そういう国や他の自治体、そういう制度もですね、さらに勉強してですね、競争するわけでは当然ありませんが、取り入れるところは取り入れ、より良い支援策を検討していきたいというふうに考えております。

いずれにいたしましても今後も子育て世帯、また、若者の意見、市民の声ですね、そういうものをよく聞いていって、出会いから結婚、子育て世帯、大学生までを対象とした対策を追求して、財源状況を見極めつつですね、しっかりと施策に反映していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（金谷道男） 再々質問ありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（金谷道男） 次に、2番の項目について質問を許します。

○5番（挽野利恵） 次に、消費税率引き上げ後の消費活性化策についてお伺いいたします。

今では当たり前の消費税ですが、振り返ると、日本における消費税導入は1989年（平成元年）の3パーセント課税が始まりでした。その後1997年に5パーセント、2014年に8パーセントと段階的に引き上げられ、そのたびに引き上げ前の駆け込み消費、引き上げ後の消費活動の鈍化という悪循環が繰り返されてきたわけですが、今回は昨年10月からの引き上げに伴う需要平準化対策として「キャッシュレス消費者還元事業」が行われ、これによって増税後の混乱は一定程度緩和されております。

私もキャッシュレス決済の恩恵を受けながら生活しております。市内某スーパーでは5パーセント還元なので、軽減税率8パーセントの食品なら3パーセント、税率10パーセントの日用雑貨などは5パーセント相当で買い物ができるようなイメージです。2パーセント還元のお店では軽減税率8パーセントは実質6パーセント相当、10パーセントは実質8パーセントで買い物ができるような感覚です。このような施策のおかげで8パーセントのときと同等もしくはそれ以下の出費となりますので、無理して駆け込む必要がなく、混乱回避に寄与したものと思います。

また「キャッシュレス消費者還元事業」と合わせて、住民税非課税者や子育て世帯の負担緩和と消費下支えのために発行・販売されたプレミアム商品券も消費を下支えしております。プレミアム商品券は、今年3月までの期限、「キャッシュレス消費者還元事業」は6月までの限定的な施策でありますので、うまく活用していただきたいと思っております。

7月以降は、9月から始まるマイナポイント事業があります。これはマイナンバーカードを活用した消費活性化策で、キャッシュレスでチャージまたは買い物をすると、

マイナポイント25パーセント、これは上限があつて5千円までなのですが、がもらえるというものです。その恩恵を受けるにはマイナンバーカードが必要ですが、現在、マイナンバーカードを所持している人はあまり多くありません。マイナポイント事業を利用しようと思う方は、マイナンバーカードの発行に相当の時間がかかるので、早めに申請をした方が良いでしょう。利用開始にはひと手間必要になるので、市当局にはその部分についての支援を是非お願いいたします。

そこで質問させていただきます。

一つ目は、このように消費者にとってメリットの多いキャッシュレス決済であります。大仙市内において導入している企業はどのぐらいあるのでしょうか。また、どの程度活用されているものか、現状についてお伺いいたします。

二つ目は、大仙市発行のプレミアム商品券は、対象者においてどのぐらい購入され、どのぐらい利用されているのでしょうか。

三つ目は、6月で終わる消費者還元事業に代わってマイナポイントによる消費活性化策が実施されますが、これに対し、どのような支援をしていこうとしているのか、計画などありましたらお知らせ願いたいと思います。

○議長（金谷道男） 2番の項目に対する答弁を求めます。老松市長。

○市長（老松博行） 挽野利恵議員の二つ目の発言通告の消費活性化対策に関する質問につきましては、経済産業部長に答弁させますので、よろしくお願いたします。

○議長（金谷道男） 高橋経済産業部長。

○経済産業部長（高橋正人） 質問の消費税率引き上げ後の消費活性化対策についてお答え申し上げます。

はじめに、キャッシュレス決済導入状況と活用実績につきましては、導入に伴う届出義務がないことから、市内事業所の正確な数値は把握しておりませんが、経済産業省の「キャッシュレス・消費者還元事業」に登録している市内事業所数は398となっております。

また、経済産業省の発表によりますと、12月末日時点における全国の対象決済金額が約3.7兆円、還元額が約1,500億円となっており、市内事業所で利用されたキャッシュレス決済につきましても、需要の平準化や消費喚起につながるとともに、消費者の利便性の向上が図られたものと思っております。

次に、大仙市プレミアム付商品券の利用状況につきましては、商品券購入引換券の交

付数が2月末日時点で、住民税非課税者に係る交付申請書発送者1万6,549人のうち、申請を受理・決定した5,419人と、対象となった子育て世帯分1,525人の合計6,944人、金額にして1億7,360万円分を交付しております。このうち、2月末日時点における商品券購入者数は5,528人、金額は1億3,635万円となっております。

なお、2月15日までに市内の登録取扱店358店舗のうち202店舗で使用され、換金された金額は1億742万3千円となっており、住民税非課税者と子育て世帯に対する消費への影響の緩和が図られるとともに、市内における消費喚起につながっているものと考えております。

また、商品券の使用期限が3月31日までとなっており、購入いただいた市民の皆様 に全て使い切っていただくことで地域経済の活性化にもつながりますので、引き続き商品券の使用について周知を図ってまいります。

次に、マイナポイントによる消費活性化策への支援につきましては、マイナポイント事業はマイナンバーカードの活用による消費活性化を図るもので、マイナンバーカードの普及促進につながるとともに、複数のQRコード決済を統一したキャッシュレス決済の基盤構築も目的としております。

マイナポイントの利用は、利用者の利便性向上や地域経済の活性化につながることから、市の広報やホームページ等で市民の皆様へ周知を図り、地域内消費の活性化と10パーセントと低い水準にある当市のマイナンバーカードの普及率向上、マイナポイント利用に必要なマイキーID設定の促進に努めてまいります。

以上です。

○議長（金谷道男） 再質問ありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（金谷道男） 挽野利恵さん。

○5番（挽野利恵） ご答弁ありがとうございました。

昨日、市長が令和2年6月補正に子育て世帯向けにプレミアム商品券を考えているというふうなお話をおっしゃっていましたが、これもまた子育て世帯の応援とあわせて地域消費活性化に大いに寄与するものになるなというふうに感じております。新型肺炎で消費が冷え込んでいるので、是非そういうふうないろんな、あまりお金が掛からなくても、掛かるところ掛かるかもしれないんですけども、是非消費活性化に伴ういろい

るなお手伝いを市の方でお願いしたいと思います。答弁は結構です。

○議長（金谷道男） 次に、3番の項目について質問を許します。

○5番（挽野利恵） 最後に、消防団員についてお伺いいたします。

全国的に消防団員の減少に歯止めがかかっておりません。これは、少子高齢化によるものや働く環境の変化に伴い、消防団活動との両立が困難な職種の方が多いという現実のほかに、住民の地域に対する帰属意識の低下もあるように思います。

「上下関係が面倒くさそう」などという声もよく聞きますが、これについては昔ながらの消防団のイメージを引きずった感覚であり、漠然とした先入観があるのだと思います。

私は、消防団は地域の光だと思っております。地域を愛する団員がたくさんいらっしゃいます。是非消防団の本当の姿を知ってほしいと思います。

さて、全国的に男性団員が減少し、女性団員の方は増える傾向にありますが、大仙市の女性消防団はピーク時より減ってきております。男女共同参画とはいえ、身体能力的には男性団員と同じようにはいきませんので、女性団員には女性団員ならではの活動があるはずですが、その何たるかを見出せないでいることが減少の一因であるように思います。かく言う私も女性団員の一人ではありますが、まだまだ確たる活動の芯がなく、試行錯誤しながら、ある意味もがいているのが現状です。

消防団員を対象とした割引サービス等を提供する「消防団応援の店事業」実施など、消防団への老松市長の思いを感じるところではありますが、この事業が消防団員の新規加入の促進と早期退団の歯止めになるよう願うものであります。

団員確保の方法としては、学生団員や機能別消防団員を募集するという選択肢があります。学生団員は、字のごとく大学生・短大・専門学校等の学生で編成されるものです。大仙市には大学・短大がありませんが、市内から通っている学生はいらっしゃいます。年代が近い学生が複数であれば、勧誘の仕方によっては気軽に入団できると思います。

また、機能別消防団とは能力や事情に応じて特定の活動にのみ参加する団員で、時間帯を限定したり特定の活動をし、消防団の活動を補完するものでありますので、入団のハードルはかなり下がるのではないかと思います。そこで質問をさせていただきます。

一つ目は、現在の団員数はどのような状況でしょうか。また、幽霊団員とも呼ばれる活動していない団員は存在するでしょうか。

二つ目は、全国的に増加している女性消防団が、大仙市では減少しているのはなぜで

しょうか。市として、女性消防団員に、どのような活動、どのような役割を求めているのかお伺いいたします。

三つ目は、幅広い消防団員確保のため、学生団員や機能別団員を募集できないものか、ご所見をお伺いいたします。

○議長（金谷道男） 3番の項目に対する答弁を求めます。佐藤副市長。

【佐藤副市長 登壇】

○副市長（佐藤芳彦） 質問の消防団員についてお答え申し上げます。

はじめに、消防団員数につきましては、令和2年2月1日現在の団員数は1,146名で、条例定数1,375名と比較した充足率は85パーセントとなっております。

また、活動していない団員につきましては、平成27年3月に、当時2年間活動されていない団員31名につきまして調査を行い、それぞれ所属する分団長と面接を行っていただきました。活動意思が無い7名の方には退団していただいた経緯がございます。

現在、活動していない団員への年報酬の支払いが全国的に問題となっております。当市では、昨年度より毎月の防火広報あるいは車両点検を交代で実施していただくこととし、全団員が必ず活動できる体制としております。

次に、女性団員の活動につきましては、平時には、防火・防災の啓蒙や救命講習の補助、小型ポンプ操法、消防行事や式典の運営のサポートなど行っているほか、災害時には避難所運営の補助などをお願いをしているところでございます。

市といたしましては、近年激甚化します災害に対応できるよう、より実践的な研修や訓練などに参加していただきたいと考えているほか、子育てや仕事、あるいは家庭の事情などがありますので、女性団員が参加しやすい、配慮した活動の導入も必要であるのではないかと考えてございます。

女性団員の皆様や団幹部の皆様の意見も伺いながら、今後新たな取り組みについても研究してまいりたいというふうに考えております。

次に、学生団員や機能別団員につきましては、全国的に年々減少しております消防団員を確保するための施策として導入されております。能力や個々の事情に応じ、特定の活動のみに参加し、消防団の活動を補完する役割として期待されているところでございます。

学生団員につきましては、導入している消防団は、大学などのそれぞれの学校単位で組織されているところが多くなってございます。大仙市では、大学・短大がございま

せんので、このことについては少し設置が難しいのかなというふうにも考えているところでございます。しかしながら、18歳以上の方は学生でも入団できますので、若手の団員確保のためにも、通学に利用されております駅へのポスター掲示などによりまして勧誘をしてまいりたいというふうに考えているところであります。

次に、機能別団員につきましては、既に導入しているそれぞれの消防団では、学生団員制度のほか、消防団OBを活用したOB隊、大規模災害時のみ活動する大規模災害団員、音楽隊、ラッパ隊、バイク隊、水上バイク隊など、それぞれの市町村の特性に応じ様々な導入事例がございます。

現在、大仙市では、一般団員の中からラッパ隊を組織しておりますが、消防団の活動と魅力ある消防団体制の構築を図るため、機能別団員として消防団音楽隊の設置について検討をしております。

今後、有縁交流都市であります宮崎市などの先進事例を参考に、音楽隊の設置に向け、準備をしてまいりたいというふうに考えてございます。

以上であります。

【佐藤副市長 降壇】

○議長（金谷道男） 再質問ありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（金谷道男） 挽野利恵さん。

○5番（挽野利恵） ご答弁ありがとうございます。私、市長の所信にあったように、音楽隊、すごく興味深く見させていただきました。まだどのような方向なるか今のご答弁では、これから練り上げていくようなお話ではございますが、是非この音楽隊というものも大仙市消防団の目玉になることを切に願っております。

女性消防団員の活動について、もうちょっと掘り下げて質問させていただきたいんですが、今、市の方でいろいろやっていただきたいというふうなお話、仕事の内容をいただいたんだんですけども、この明文化してないんですね、そういうものが。できればそういう活動のきちんとした、何て言うんですか、指針となるような、何か女性消防団員に市の方できちんとした指針というものを明示していただくことは可能でしょうか。

○議長（金谷道男） 再質問に対する答弁を求めます。佐藤副市長。

○副市長（佐藤芳彦） 挽野議員の再質問にお答えを申し上げます。

ご質問の女性消防団員のいわゆる活動内容の規範をしっかりと定めるということであり

ますので、当然、今ご提案のあった点は大変大事な点だというふうに思っておりますので、そのことにつきましては当然女性のきめ細やかな思いやり、あるいは女性ならではの分野を担っていただくということがとても大事なことであるというふうに思っております。その点は文言でしっかりしていきたいなというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（金谷道男） 再々質問ありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（金谷道男） これにて5番挽野利恵さんの質問を終わります。

【5番 挽野利恵議員 降壇】

○議長（金谷道男） 次に、9番本間輝男君。

【9番 本間輝男議員 登壇】

○議長（金谷道男） はじめに、1番の項目について質問を許します。

○9番（本間輝男） 国内におけるコロナウイルス感染の早期終結を願いつつ一般質問をいたします。

国の地方交付税に大きく依存する大仙市政にあって、多様な市民要望に的確に対応し、将来の財政規模の適正化に向けて検証がされる中、歳入に見合った効率的な財政運営と、大仙市の将来を見据えた施策の展開を予算編成の基本方針とした令和2年度大仙市当初予算案は424億600万円余りが提示されました。当初より歳入不足6億3,000万、歳出増6億2,000万、計12億5,000万の一般財源不足が見込まれる中、財政調整基金4億5,000万をはじめ、6基金を含めた12億円余りの基金を繰り入れ充当し、根幹となる地方交付税は前年とほぼ同様の166億7,000万円程度の計上であります。

反面、歳出においては市税等の減少が予想されることより、市債は企業会計も含めた全部の大仙市会計で前年対比69.7パーセント、36億9,000万円余りに抑制発行し、また、事業予算の従来配分方式から事業の必要性の検証、執行実績に基づく金額の精査など個別審査方式へ大きく変革しながら、今、何が必要であり、市民の最も高い要望を積み上げる方式へと移行、試行した歳出予算は、現実に即応したものと高く評価いたします。

また、全会計市債残高を860億円余りに削減し、財政指標改善に努められた財政局のご労苦に感謝申し上げます。

ここで改めて、基金の重要性を再認識し、その役割と継続を強く望むものであります。空き家の状況の確認と助成制度の対応について質問に入らせていただきます。

まず最初に、全国各地でその対応に苦慮する事態となり、決定的な解決策がまだ見いだすことができない「空き家対策」について質問いたします。

近年、少子高齢化、人口減少等が急激に進行し、過疎地のみならず都市部でもそうした現象が増加しております。こうした背景には、家族の住み方や形が社会によって変動し、高齢者の一人暮らしにも元は社会の変化があるといわれており、本市においてもその対応と取り組みは重要な課題であります。

この問題を一層難しくしている最大の要因は、個人の家、土地等の所有物、所有権、借地権等が存在し、そうした権利者が経済的困窮、所在地不明、相続権者の不確定、相続放棄等がなお一層困難を増加させ、自治体としての対応に多分に影響している事実があります。

しかしながら、地域の保持、安全性の持続からして、悩ましい案件ではありますが、全国に先駆けて空き家条例を制定した本市の積極的な姿勢を望み、基本的事項を交えて質問いたします。

第1点は、現在市で確認もしくは認定している空き家の実数を確認いたします。なお、旧市町村単位の集計があるならば、報告をお願いします。

第2点は、その空き家実数の捉え方は、居住可能、不可能、極めて危険、崩壊状態等の算定基準、認定方法があるのか伺います。

3点目は、空き家調査・確認は支所を含めた市職員で実施しているのか、併せて地域住民の協力を得ながらなのか、民間外部委託の方法をとっているのか、現状確認をお伺いいたします。

第4点は、土地、家屋等の所有者、権利者等の実態状況をどのように把握し、税務関係も含め、調査資料として整備しているのか伺います。

第5点は、空き家に対し、市として必要な措置、すなわち助言、指導、勧告等の行政指導行為の実態と件数をお尋ねします。

第6点は、空き家条例第10条に定める市助成制度の実績結果とその地域を問うとともに、第12条行政代執行の事例があるのかお伺いいたします。

○議長（金谷道男） 1番の項目に対する答弁を求めます。老松市長。

○市長（老松博行） 本間輝男議員のご質問に対する答弁につきましては、議員から事前

にご要望がありましたとおり、全て担当部長に答弁させますので、よろしく願いいたします。

○議長（金谷道男） 舛谷総務部長。

○総務部長（舛谷祐幸） 本間輝男議員の質問にお答え申し上げます。

質問の「空き家」の状況の確認と助成制度の対応についてでありますけれども、はじめに、現在市で確認している空き家の件数につきましては、平成31年3月末時点で1,188件であります。それから、地域別の集計といたしまして、大曲地域が390件、神岡地域が95件、西仙北地域が151件、中仙地域が145件、協和地域が161件、南外地域が80件、仙北地域が69件、太田地域が97件となっております。

次に、空き家の件数の把握につきましては、調査員による建物外観の目視のほか、自治会長や近隣住民への聞き取りによる情報をもとに、常時無人の家屋であると判断したものを空き家として台帳に登録をしております。

調査に際しましては、市の危険度判定調査票を用いまして、空き家の危険度を大・中・小の3段階に分類をしております。

次に、空き家の件数の確認方法につきましては、市職員が調査を実施しているほか、冬期間においては臨時雇用の職員によりまして、既に台帳に登載されている全ての空き家について再度調査を行いまして、危険度に変化が生じていないかを巡回するとともに、新規の空き家についても並行して調査を実施しております。

次に、所有者等の実態把握の在り方についてでありますけれども、主に固定資産税課税台帳の確認のほか、相続関係を整理するための戸籍、それから法務局における登記情報を調査しまして、それらで得られた情報を「空き家等防災管理支援システム」、これに登録し管理をしております。

次に、空き家に対する市の行政指導措置の実績につきましては、平成23年の条例施行後から平成31年3月末までの合計で、助言・指導が188件、それから、勧告が7件となっております。

次に、大仙市空き家等の適正管理に関する条例の第10条に定める解体補助制度と、第12条に定める行政代執行の実施状況についてであります。

まず、所有者等が危険な空き家を解体する際の補助金制度の利用実績につきましては、制度の運用を開始した平成24年から令和2年2月末までの利用件数が94件、補助金にしまして約4,283万円であります。

また、行政代執行の実績につきましては、平成23年度から平成25年度にかけて、各年度1件ずつ計3件の実施事例がございます。

本年度、所有者等に向けた空き家に関する意向調査を実施しておりまして、この結果をもとに、本年4月より空き家の所有者等に対しまして空き家管理サービスを提供できる事業者の情報提供を行う「空き家管理サービス事業者登録制度」、これを開始する予定としております。

今後も、条例に基づいた基本的な空き家対策の取り組みを継続していくとともに、社会情勢等を見極めながら、市民の皆様や地域の要望を踏まえ、新たな空き家対策を推進してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（金谷道男） 再質問ありませんか。

（「はい、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（金谷道男） 本間輝男君。

○9番（本間輝男） 再質問いたします。

空き家の詳細、実数等を把握できない中で、総合防災課よりの答弁資料公表は、市民に広く伝わる貴重な資料提供であり、感謝申し上げます。

さて、昨年6月頃、仙北地域板見内地区で33世帯が居住する集落の中で、30年近く居住の実態がなく、危険度が非常に高く、隣の家とも近く、さらには風等により散在の可能性がある空き家の処理について、土地所有者より相談を受けました。空き家の子どもさんにも経済事情もあり、解体は不可能と判断し、地域の民生委員を交え様々な協議の中で、地域集落に応援を求めたところ、積極的な支援が見込まれ、「空き家条例第10条市助成制度」の申請の準備中に集落会代表者を予定しておりましたが、その方を含め家族全員の所得制限の枠があり、苦慮する事態となり、その動きを留保した経緯がありました。そこで再質問いたします。

こうした結果を踏まえ、危険度・緊急度が高い空き家等については、所有者、権利者の意向を十分に調査し、精査を要することは当然としながらも、先日、市長が施政方針で言われる町内会、自治会、集落会等が空き家助成の申請者となり得ることと、代表者の所得制限をなくする等、市当局にあつては、市民、地域を最優先し検討すべき時期にあるように思料されます。年々増加の空き家の実態の報告から、待ったなしの空き家問題は、再利用、経過観察、解体等を住民に情報として提示し公開しながら、個人対応を

含め、地域自治組織、予防組合、福祉関係団体及び関係機関、NPO等と綿密に連携した取り組みと、市当局の柔軟な対応が絶対に求められると考えます。地域づくり、活性化の取り組みは、市民の皆様の応援なくして構築できるわけもなく、広く市民の声を聞き、官と民との住み分けを明確化しながら、まちづくりに努めるべきと考えます。市長の答弁を求めます。

○議長（金谷道男） 再質問に対する答弁を求めます。老松市長。

○市長（老松博行） 本間輝男議員の再質問にお答え申し上げます。

質問の自治会等が主体となって空き家対策に取り組む際の補助制度についてであります。これまでもいろいろ検討してきたところでありますが、本来、管理義務のある所有者等が実施する解体への助成とは異なり、地域課題に取り組む自治会等が利用しやすい制度として制定すべきものというふうに考えております。

制定に際しましては、議員ご指摘の所有者等への補助要件にあります所得制限、これを設けないことや、利用団体の負担を軽減することなどを考慮すべきというふうに考えておりますので、そうした点に気がつけた内容について、これまで検討を進めてきたところであります。

また、危険な空き家を除却した後の土地の利活用につきましては、自治会等で地域のために運用することを要件に盛り込むというようなこと、自治会等による空き家対策の取り組みが地域活性化につながるような、そうした制度の在り方について、併せて検討してまいりたいというふうに考えております。

以上申し上げましたことを踏まえまして、令和2年度に策定を進めることになっております「第2次大仙市空き家等対策計画」、その中に今検討したことを盛り込みまして、それに基づき、地域の取り組みの支援や民間との連携による取り組みなど、新たな空き家対策を推進してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくご理解を賜りたいと思います。

○議長（金谷道男） 再々質問ありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（金谷道男） 一般質問の途中ではありますが、ここで昼食のため暫時休憩いたします。再開は午後1時といたします。

午前11時51分 休 憩

午後 1時00分 再 開

○議長（金谷道男） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、2番の項目について質問を許します。

○9番（本間輝男） 次に、「大曲保育会」「大空大仙」の統合に向けてを質問いたします。

社会福祉法人「大曲保育会」と「大空大仙」の将来的一本化・統合の一般質問をした経緯があり、「検討すべき課題と認識している」と答弁をいただきながら、その後は一向に話題にすら上がらない事実からして、必要としない事案と捉えているのか確認の意味も含め再度質問いたします。

少子化が進行する大仙市にあって、認定こども園、保育所施設の補修・改修とあわせて、園児減少による施設の統廃合も検討が視野に入る昨今であります。

また、0歳からの保育が一般化され、子育て支援の充実が市政の重要施策として大きく取り上げられる中、先生の確保が深刻な案件として提起されております。この背景には、正職員採用枠の少なさ、臨時・嘱託職員の処遇等と想像以上の重労働な職種が背景として考えられているといわれております。

そこで第1点目の質問は、両法人とも正規職員数は150名程度と考えますが、正職員、嘱託職員、臨時職員等の実数と構成について確認します。

2点目は、両法人の平均給与の実態と退職金等の処遇に違いが生じている事例があるのかお伺いいたします。

3点目は、両法人の平成30年度資金収支報告書によると、決算状況と基金の積立額を確認できますが、補助金は、大曲保育会6,290万円、大空大仙は送迎事業も含め1億6,000万円であり、事業活動による収支は、大曲保育会6,040万円であり、大空大仙は8,100万円の不足が生じている状態にあります。これは、市職員の適正化計画等に基づき、市職員待遇教員の完全離脱に伴い、大空大仙の人件費が大幅に増加し、苦心する状況が見られます。さらに、人件費、修繕、備品購入、施設整備等の積立金は、大曲保育会では約8億円、大空大仙では1億9,250万円と大空大仙の積立金が減少し、苦慮する状況に感じます。

こうした数値は、私の拙い調査資料であり、差異が生じていると考えます。当局の明確なる数値の確認は大事なことであり、同時に、現状に対する認識を求めます。

第4点目は、少子化に歯止めがきかない実情と、施設の老朽化の進行は待ったなしと考えます。あわせて、保育・幼稚園の先生の確保は急を要する事項であり、本年度内に民間の保育所の開設が確実である現実からして、抜本的な施策が求められます。子どもたちを安心して地域全体で育て上げる強い姿勢は、当市の絶対責務であります。職員処遇改善、採用条件の検討、補助金の適正化、危機管理の共有等、両法人が一体化した統合計画は、将来的市財政を考慮しても先延ばしすることなく検討すべき時期と考えますが、両法人の統合に向けた協議の実績を確認すると同時に、職員の人事交流の有無と、何が問題として提起される現状にあるのかお尋ねいたします。

○議長（金谷道男） 2番の項目に対する答弁を求めます。加藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（加藤 実） 質問の「大曲保育会」「大空大仙」の統合についてお答え申し上げます。

はじめに、両法人の職員数及び構成につきましては、令和2年1月現在の保育士数では、大曲保育会が正職員150人、嘱託職員9人、臨時職員39人で合計198人です。大空大仙では、正職員145人、嘱託職員7人、臨時職員56人、合計208人となっております。

次に、平均給与額等における処遇面の違いにつきましては、令和2年1月の支払い実績で、保育士の平均給与額は大曲保育会が約20万7千円、大空大仙は約19万9千円、平均年齢はそれぞれ37歳と38歳であり、退職金につきましても大きな開きはありません。

しかしながら、期末・勤勉手当の支給月数等につきましては、各法人の経営状況や考え方もあり、若干の違いがあると伺っております。

次に、両法人における決算と基金の状況につきましては、平成30年度における両法人の「補助金額」「事業活動による収支額」「積立金」は、議員お見込のとおりであり、各項目において大曲保育会と大空大仙では大きな開きが生じております。

次に、両法人の統合に向けた協議についてであります。

大曲保育会が社会福祉法人として設立してから56年目、大空大仙は12年目です。それぞれに、その歴史や教育・保育理念、経営状況などが異なるため、統合については慎重な対応が必要であるとして、協議はなされておらないのが現状であります。

これまで両法人には、年度途中における待機児童問題の解決に直結する保育士確保対策が最優先事項であるとして、市と協力のもと、事業実施をお願いしてまいりました。

また、利用定員の調整をはじめ施設の集約化や保育所の認定こども園化にも取り組んでいただくなど、市に代わって保護者の多様な保育ニーズへの対応もお願いしていることから、両法人とも非常に公共性・公益性が高いものと認識しております。

そうしたことも踏まえ、まずは、それぞれの法人の意向を第一に、法人間の人事交流もあわせ、市として関われる部分につきましては、今後もその役割を担ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（金谷道男） 再質問ありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（金谷道男） 本間輝男君。

○9番（本間輝男） 再質問いたします。

この問題は、合併以前より運営されてきた「大曲保育会」と旧町村より引き継ぎ、合併後に一本化された「大空大仙」では、設立時期、背景、運営方針、職員配置要件等に相違があるのは事実としても、大仙市の幼児保育は全て同じく公平に、行政のみならず社会全体で推し進めるものと定義されるべきであります。

人口減少、少子化が顕著な当市は、財政規模の適正化、公共施設の管理運営、健康・福祉政策の在り方、学校・教育施設の統廃合、事業の民間委託等、避けて通れない事案が増加すると予想されます。こうした時期こそ、まずできることから着手し、将来負担の軽減策を打ち出し実行することは、市政の当然の取り組みと確信いたします。

「一物二価」的現在の両法人の組織の統合は可能であり、経営内容の精査、処遇改善と統一を図りながら、まず人事交流等から改革していく考えはあるのか、諸問題はあると自覚しておりますが、両法人の統合に向けた市長の答弁を求めます。

○議長（金谷道男） 再質問に対する答弁を求めます。老松市長。

○市長（老松博行） 本間輝男議員の再質問にお答え申し上げます。

両法人の統合についてであります。ご承知のとおり昨年10月に「国の幼児教育・保育の無償化」がスタートいたしました。この制度改革は、これまでにない大規模な改革でありまして、市が実施する就学前教育・保育行政も大きくかじを切ることとなったものであります。

市といたしましても、こうした教育・保育行政における大転換期を迎えた現状におきまして、まずは両法人がお互いに切瑳琢磨^{せつさたくま}することで、保育の質をより一層高め合いな

がら、ますます多様化する保護者の保育ニーズに対応し、サービスの向上へ結びつけていただくことが、子育て世代に対する支援の柱であるというふうに考えております。

なお、議員からご提案ありました人事交流につきましては、少子化の影響から旧町村部における入所児童数が年々減少する一方で、大曲地域の入所児童数は増加傾向にあるのが現状であります。そうした状況に鑑みまして、法人間の垣根を越えた広域的な人事交流が、近い将来必要になる可能性もあるというふうに認識しております。市といたしましても、少子化対策に力を注いでいる中で両法人の意向を尊重しつつ、安定した運営に対する協力を引き続き実施してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（金谷道男） 再々質問ありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（金谷道男） 次に、3番目の項目について質問を許します。

○9番（本間輝男） 大仙市農業の方向性と後継支援について質問いたします。

昨年3月19日に公表された農水省東北農政局が推計した市町村別農業産出額によると、秋田県内では横手市が285億9,000万円であり、最大の実績を示し、米の産出割合は43.7パーセントと半分を割り、果実、野菜、^{かき}花卉、畜産部門でトップであり、複合化が進展する地域の強さが顕著に結果となっております。

大仙市の農業産出額は東北10位、227億5,000万円を示しながらも、米が全体の65.4パーセント、148億8,000万円と全国2位であり、平成28年度推計より若干の伸びは感じられますが、依然として米に偏重した農業形態であると改めて認識せざるを得ない現状にあります。

米依存よりの脱却を目指し、他部門との組み合わせた複合型へ、生産構造の転換には道半ばの実情にあります。

また、私の集落を含め、後継者対策に決定的解決策を見いだせない現実の中、将来確実に農業の法人化、集落営農、個人経営の大型化等が継続・発展する農業の絶対条件と捉えながらも、今一步を踏み出す力の弱さを感じ、暗中模索の状態が大仙市の現状と認識しております。

質問いたします。

第1点は、先の全員協議会で示された「大仙市農業と食に関する活性化基本構想」で、就農人口の減少と高齢化の進行現象が顕著でありながら、法人認定農業者の伸びは微増

であり、個人認定農業者は逆に減少する数値であります。

しかしながら、法人組織の設立が活発化する動向にあると表現されますが、担い手基盤整備事業推進からして、現状評価に今少し甘さを感じ、今現在の農業の実情と動向の認識を改めてお尋ねいたします。

第2点目は、ほぼ国・県の補填、交付金で実施する「農業夢プラン事業」と「経営体育成支援事業」は、有利で大型施設対応も可能とし、前年度並みの予算計上にありながら対象者への周知、理解度不足、国等の支援要件の難しさ、さらに全国からの要望の多さ等により十分な予算対応ができず、減額補正、返還事例等が見られる事業であり、有効活用が望まれます。

取り組みの姿勢を再度お尋ねいたします。

第3点は、農業次世代人材投資事業、旧青年就業給付金事業は、平成24年より就農給付型の新制度として始まり、令和元年よりは50歳未満まで拡大され、農業経営者になることに強い意欲を有し、人・農地プラン中心体に位置付けられて、独立自営就農する者と定義されております。経営開始5年以内、年間150万、夫婦の場合225万の支給と有効な助成制度にあります。

しかしながら、本年度予算事業説明書によると、交付対象者が年々減少傾向にあり、新規就農者目標20名と明記されながらも、新規7名、継続者22名、夫婦継続者4組の前年対比2,550万円減額の4,800万円の計上であります。

国は、昨年20億円以上の予算減額とし、自治体で助成に苦慮する状況にあったようにも伺いますが、そうした状況にあったのか、また、政策変更、細部規定等に見直しが図られた経緯があったのか、重要な部分であり、その背景の説明を求めるものであります。

第4点は、従前よりこの給付事業は綿密な計画と確実な事業遂行が絶対条件といわれておりますが、5年以内に離脱、持続不能に直面した方も存在すると聞いております。給付金の返還事例もあると考えます。返還処理には難しさがあると感じますが、その実数を確認し、その発生原因をどのように捉えているのかお尋ねします。

第5点は、国はこの交付5年間のみならず、さらに継続5年間、計10年の経過観察を加味し、事業経営の進行管理を確認するシステムへと移行したといわれております。さらに家族の所得合算額が600万円を超過した場合には、世帯分離を促し、自主独立性を図ると報じられておるやに聞き及んでおります。

こうした事例は、後継育成に全国自治体よりの高い要望に対応し、助成金の効率性・健全性を重視した施策提言と捉えますが、従来より「その場限りの農業施策」といわれる農水省の姿勢に強い疑問を持つものであります。市も、国の助成事業からして、当然経過観察、指導等が求められますが、どのような考え方と対応をもって実行していく姿勢にあるのかお伺いいたします。

6点目は、官民7団体による「大仙市いぶりがっこ産地化協議会」を設立し、地域創生推進交付金を活用した事業展開は、農業の6次産業の方向に合致した事業と評価いたします。

市単独事業として310万円が予算計上されておりますが、生産農家には今一つ事業推進力が不足し、生産農家の意欲向上に至っていない実情にあると感じられます。この要因として、既存する大仙市内大型の生産販売する組織と共存した組織体でないこと、機械化されつつも意外と重労働の労働体系、積雪期に及ぶ収穫の実情からして、生産増産に結びつかない不安な状態と思料されます。

「官は笛吹けど、民は踊らず」の表現は失礼とは存じますが、今少し事業展開に工夫と検証が必要と感じます。生産者の販売に対する生の声は大事な要素であり、JAを巻き込んだ栽培体系、販売拡大と戦略の取り組みに期待するものであります。その意にあるのか、大仙農業の活性化を目指し、2月に「農と食に関する基本構想」が提示されましたが、農林部の現実に即した取り組みをお尋ねいたします。

○議長（金谷道男） 3番の項目に対する答弁を求めます。福田農林部長。

○農林部長（福田 浩） 質問の大仙市農業の方向性と後継支援についてお答え申し上げます。

はじめに、法人等の動向と推移につきましては、令和2年1月末時点における農業法人総数は101法人、うち集落営農型の農業法人が57法人となっており、最近の動向としては、ほ場整備事業の完了とともに法人の設立が活発化しております。

今後も、ほ場整備事業の新規採択予定地区や集落営農組織の法人化の動向を含め、新たに20法人の設立が見込まれており、市としても設立に向けた支援のほか、設立後の経営基盤の強化に向けたフォローアップに努めてまいります。

次に、国・県事業の対応につきましては、県単独事業の「農業夢プラン事業」に関しては、要望された案件がおおむね事業採択となっておりますが、国庫補助事業の「経営体育成支援事業」は、少ない水稲用の機械導入を対象とした事業で、全国的に要望が多

く、事業採択に当たっては各要件をポイント化し上位者が採択されるため、不採択案件が多くなっております。

市の対応としましては、要望があった全案件について予算措置し、事業採択の際に対応できる体制としておりますが、不採択案件が多い現状から、今後も市単独事業により機械導入を支援してまいります。

次に、農業次世代人材投資事業の政策・規定の変化につきましては、本制度は、平成24年度、就農直後の不安定な経営を支えるため、青年就農給付金事業として開始され、平成29年度に国要綱が改正されて現在の農業次世代人材投資事業となり、この改正時に受給年数に応じた営農継続の要件も追加されております。

また、令和元年度には、世帯全体の前年所得が600万円を超える者は、交付対象としないとする通知も出されております。

受給期間及び額については、制度開始から変更なく推移しており、一貫して新規就農者の不安定な経営を支え、早期の経営安定化による営農定着を推進してきたものでありますが、議員ご指摘のとおり、令和元年度における国予算の当初配分額については、本市においても満額配分でなかったことから、受給者全員に前期分として半額を交付した後、国に対し予算の追加要望を行い、追加配分予算を獲得した上で、後期分についても受給者全員に対し、満額交付したものであります。

令和2年度の国の予算配分の動向に関しましては、現時点においては要望額が満額配分される見込みとなっており、市の予算の減額理由としては、5年間の交付期間を満了した者が新規申請予定者を上回り、全体受給者数が減少したことから減額となったものであります。

次に、満了前の離脱確認につきましては、これまで本制度による資金受給者は、令和元年度からの受給者を含めて95名となっておりますが、このうち営農は継続しているものの受給期間中に独立自営などの受給要件を欠いたために交付中止となった方が4名、期間満了前に離農し、他産業に従事した方は1名おります。

離農された方については、就農1年目、十分な労働力を確保できず作業が難航し、2年目以降の営農が困難となったことが原因で離農してしまったものであります。

このようなこともありまして、就農計画策定に向けた本庁・支所窓口での相談に当たっては、あくまでも就農希望者本人の意向を尊重しながらではありますが、本市新規就農者研修施設での研修を勧めております。

次に、経過観察・指導対応につきましては、受給者に対し、経営技術、農地、営農資金面の相談窓口としてJAの営農指導員や金融担当、県振興局の野菜・花きなど各作目担当等をメンバーとしたサポートチームを設置し、定期的な面談による営農相談など、就農後のフォローアップに努めており、受給期間満了後についても、各受給者の営農継続と経営発展に向け、このサポートチームによるフォローアップを継続してまいります。

次に、いぶりがっこ産地化事業の取り組みにつきましては、「大仙市いぶりがっこ産地化協議会」における市の役割は、原料大根の供給であり、市ではこれまでも既存のいぶりがっこ製造業者に納入する生産者に対し、生産機械の導入や原料大根の納入に対する支援を実施してまいりました。

令和2年度では、農業法人を中心に、ほ場整備事業による営農構想で定める転作作物や、高収益作物のにんにく等との輪作などにより、大根生産の規模拡大が計画されており、規模拡大分について市単独事業で支援してまいります。

いぶりがっこの産地化においては、市内のいぶりがっこ製造業者と農業法人等との契約栽培を基本としながらも、市が製造業者と農業者とのつなぎ目の役目を果たしながら、生産体制の底上げが図られるよう産地化協議会の一員であるJAと協議してまいります。

以上です。

○議長（金谷道男） 再質問ありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（金谷道男） 本間輝男君。

○9番（本間輝男） 先程来、国・県の補助金の在り方等を含め質問してまいりましたが、近年、法人、集落営農等の大型化が進行する中、補助事業の積み上げにより過大設備により経営の困窮した経営体が出てきているといわれております。確実に農業の人手不足が予想され、管内93パーセント実績の主力品種あきたこまちの販売価格が上げ止まりに推移している今の状況は幸いとしても、米の消費減少は避けられず、米余りが続くなれば、60キロ1万円割れも現実に想定され、米に依存した大仙農業は正念場を迎える感じを強くしております。

さらに、国の農業補助事業の展開が不透明さが増す中、農業次世代人材投資事業を見るまでもなく、意欲ある就農後継者育成にも制約が課せられる状況からして、大仙独自のフォローアップ・支援制度は、次代の大仙市農業を見据えるならば、絶対的政策と捉え、継続体制の充実が必要と考えます。

今や大仙市農業の中で米に次いで主力作物として定着する大豆栽培は、1,200ヘクタールまで拡大され、枝豆同様、秋田県内第1位の実績を誇ります。これは生産者の意欲向上が重要な要因と捉えますが、国等の有利な補助と水田の汎用化による土地利用型作物の生産継続により農業所得向上を図って推進しておりますが、市単独助成が充実しているのも大きな要素と考えます。すなわち、大豆産地化推進助成金制度、令和2年3,500万円は、組織体の高収量、高品質等の要件の達成を目指した助成制度であり、大きな推進力になっているといわれ、その継続を組織体より強く求められております。

米依存よりの脱却から農業所得の向上のためにも、他部門への積極的参入と農業後継者育成は、次代の大仙市農業の必須の課題と捉えます。農業者がもっと自負をもって営農する強い姿勢こそが最大なる要素であります。基幹産業「大仙農業」の現実的方向性を、市長はどのように思料しているのかお伺いいたします。

○議長（金谷道男） 再質問に対する答弁を求めます。老松市長。

○市長（老松博行） 本間輝男議員の再質問にお答え申し上げます。

質問の基幹産業であります本市農業の現実的方向性についてであります。本市は広範な水田を有し、恵まれた地理的特性と農家の優れた生産技術のもと、日本有数の良質米の産地であり、このことは県南産あきたこまちが特Aの評価を8年連続獲得したことで、関係者はもとより多くの消費者より認識していただいているところであると考えております。

本市農業の現実的方向性を考えた場合、米の需要が年々減少する中、国・県とも複合型生産構造への誘導を図るため、多くの支援制度が稲作に向いていない状況となっております。

園芸や畜産、6次産業化の取り組みは、国・県の助成制度を活用しながら、引き続き推進してまいりますが、本市農業の強みであります稲作をいかに生かしていくかが大きな視点であります。米価安定に向け、需要に応じた米生産については、しっかり進めていく必要があります。米のラインナップ化や加工用米等への転換については、JA等関係団体との連携を進めてまいりますが、地方創生の第二の矢として今般策定する「農業と食に関する活性化基本構想」では、強い農業の実現を目指し、新たに単独で、水稻や大豆生産に必要な機械施設の導入支援や地域の基幹施設であるミニライスセンターの修繕等への支援も予定しているところであります。

今後は、持続可能な強い農業の実現を目指しまして、本市農業の強みが将来において

も強みであり続けることができるよう、必要な事業等については適宜追加し、地域農業の活性化や農業所得向上につながる取り組みを積極的に進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（金谷道男） 再々質問ありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（金谷道男） 次に、4番の項目について質問を許します。

○9番（本間輝男） 次に、払田柵南門改築の推進について質問いたします。

私ども仙北地域には、国指定史跡「払田柵跡」と国指定名勝庭園「旧池田氏庭園」が存在し、地域の貴重な財産として、地域、市民より愛され、近年、観光資源としても注目されております。

旧池田氏庭園は、洋館整備と米蔵改築等が進行しておりますが、払田柵南門の改築計画は示されながらも、一向に進展する気配が感じられず、地域住民よりも危惧する状況にあります。

この払田柵跡は、昭和5年の大規模な発掘調査により、柵木の確認と木簡の出土により注目され、昭和6年国指定史跡の決定がされております。1100年余り前の存在が確認され、国府説もしくは蝦夷^{えみし}防御の城柵跡といわれながらも、いまだその全容が解明に至らず、幻の史跡といわれております。

外郭、内郭の二重の柵木と築地塀が確認され、88町歩に及ぶ広大な面積を有し、外柵南面に存在する南門は、平成5年、旧仙北町が青森檜葉^{ひば}を使用し、文化庁の指導を仰ぎ復元されております。

しかしながら、近年、風水雪等により損傷が進み、老朽化し、見学者の安全確保の必要が高まっている実情にあります。

こうした補修・改修は文科省、文化庁の補助がおおよそ半分を占め、文化庁の指導、確認が条件といわれておりますが、平成15年策定された第3次環境整備事業基本計画により、平成7年より令和5年まで、全体事業費10億円で整備される予定であります。その実施計画も終期を迎えつつあります。

しかしながら、令和5年までの環境整備計画の完了前に外郭南門等の復元整備した構造物の老朽化が進行し、事業計画の見直しや新しい計画の策定が必要とされております。南門改築は、平成30年度改築の意向が示されながらも順延され、令和2年より2カ年

計画で実施する予定と変更された経緯があったと思料されますが、その改築計画実施年次が示されず、全体像が市民には不透明に映り、不確実感が増大しております。

そこで質問の第1点目は、地域が強く要望する南門改築計画は、確実に実施すべき施策として重要視し、いつ改築実行する事業として捉えているのかお伺いいたします。

第2点目は、令和5年度までの環境整備計画の見直し、実施計画等の変更はあるのか。

第3点目は、文科省、文化庁の意向、意見等はどうのような方向性を示し、計画採択し実行する意向なのか、それに対する市教育委員会としての対応、姿勢をお尋ねいたします。

以上、要点のないまま質問してまいりましたが、貴重な地域財産の保持と継続は、市財政計画を考慮しても、大仙市にとって地域創生の大事な命題ともなっております。こうした史跡が観光と連携した推進施策の拡大を期待いたします。

○議長（金谷道男） 4番の項目に対する答弁を求めます。安達生涯学習部長。

○生涯学習部長（安達成年） 質問の史跡払田柵跡における復元外柵南門改築の事業実施についてお答え申し上げます。

はじめに、外柵南門につきましては、平成5年度に復元整備されて以降、本市における文化的観光や観光交流人口の拡大にとって最も重要な施設の一つと考えております。

復元整備から25年以上が経過し、専門家の診断では、今すぐ倒壊する危険はないものの、史跡見学者や利用者の安全を図る上で早急の修理が必要と判断されております。

また、文化庁からは、耐震化や使用木材等の長寿命化などの改善を加えた「再整備計画」の策定を行うことを求められております。

現在、令和2年度の再整備計画書の提出に向け策定を急いでおり、令和3年度から令和4年度にかけての2カ年で外柵南門の再整備が行えるよう、事業採択に向けて努めてまいります。

次に、環境整備計画の変更についてであります。現在、払田柵跡環境整備事業の計画期間は、平成15年度から令和5年度までの20年間となっておりますが、国の補助事業の予算枠との兼ね合いもございまして、事業の進捗に遅れが生じております。加えて、外柵南門などの復元建造物等の再整備の必要が生じていることから、史跡全体の環境整備事業の計画期間について、さらに10年間の期間延長を含めた再整備計画を、現在、文化庁と協議を進めているところであります。

次に、文部科学省及び文化庁の意向と方向性、市の対応についてであります。文化

庁からは、本市、さらに払田柵跡環境整備審議会によって策定されます事業計画を求められております。一方で、昨今の自然災害などによる史跡の復旧などの補助事業の採択の要望が全国で急増する状況であることから、本市といたしましては、史跡の状況を踏まえ、緊急に再整備を実施する必要性を国や県などに働き掛けてまいります。

以上でございます。

○議長（金谷道男） 再質問ありませんか。

（「はい、議長」と呼ぶ者あり）

○議長（金谷道男） 本間輝男君。

○9番（本間輝男） 縷々説明して質問してまいりましたが、環境整備計画がさらに10年延長されるということのようであると同時に、今年の南門計画を策定し、来年、再来年で構築するというような話でございますが、所管する責任ある立場にある教育長の所見を求めます。

○議長（金谷道男） 再質問に対する答弁を求めます。吉川教育長。

○教育長（吉川正一） 本間輝男議員の再質問にお答え申し上げます。

私も払田柵跡の南門、それから史跡の現状、それから整備状況の遅れ、これについては把握してございます。

ご承知のように払田柵跡は、地域はもとより本市を代表する重要な文化資源であり、地方創生に向けた地域資源としても大変重要なものと捉えております。

従いまして、先程の部長からの答弁もございましたように、まずは史跡に係る再整備計画の策定を着実に進め、特に外柵南門の再整備については、令和3年度からの整備が確実に実施できるよう、国や県に強く訴えてまいります。

以上です。

○議長（金谷道男） 再々質問ありませんか。

（「ありません。終わります」と呼ぶ者あり）

○議長（金谷道男） これにて9番本間輝男君の質問を終わります。

【9番 本間輝男議員 降壇】

○議長（金谷道男） 以上で本日の日程は、全部終了しました。

本日はこれをもって散会し、明日、本会議第4日を定刻に開議いたします。

ご苦労様でした。

午後 1時37分 散 会